

去

車からのポイ捨ては人格を捨てている

る4月20日午後、島根県邑南町の会社員の男性が走行している車から川の「のり面」にゴミを捨てたとして、廃棄物処理法違反（不法投棄）の疑いで、現行犯逮捕される事件がありました。現場付近では、4月5日に紙おむつが入ったポリ袋44個が捨てられているのが見つかったため、警察が警戒を強めていたところ、男性が走っている車から投棄するのを発見して逮捕したものです。車を運転していると、道路脇や中央分離帯などにゴミが捨てられているのを目にすることがあります。道路脇に捨てられたゴミは、景観を損なうことはもちろんですが、走行車線上に落ちたら後続車などにも大きな迷惑をかけることがあります。以前、聴講したセミナーの講師は、走行車両からゴミを捨てることは、自分の人格を捨てて歩いているようなもので、「自分はこんなに恥かしい人間なんだ」ということを公言して歩いているようなものだと言われていました。ゴミをポイ捨てする人は、自分さえ良ければいいという考えの持ち主だと思いますので、当然他車を思いやる心など持っていないのではないのでしょうか。道路はごみ捨て場ではありません。絶対に車からゴミを捨てないようにしてください。



春の健康診断のお知らせ

4/12（月）から5/22（土）までに健康診断の受診をお願いします。
期間中に受診出来ない場合、自費にて受診になります。（運輸、東部、夜勤）

走

理性を失うと免許証も失う

行中、前の車が極端なノロノロ運転やブレーキの多い運転などをしていると、イライラすることがあると思います。そんなとき、ついカッとして無理な追越しをしたり、相手の運転者に注意したくなるかも知れませんが、短気を起こすと運転ができなくなる恐れがありますので、自分をおさえてください。岐阜県で25歳の会社員男性が妨害運転容疑で書類送検されました。男性は軽乗用車を運転中に前を走行していた乗用車を追い越して割り込み急ブレーキを踏んで、追突事故を起こしたということです。さらに、車から降りて被害者の胸ぐらをつかむ暴行を加えた疑いもたれています。被害者が110番している間に立ち去ったものの、ドライブレコーダーの映像が残っていて、犯人と特定されました。

この男性は妨害運転の罰則を知らなかったかも知れませんが、事故という「著しい交通の危険」を生じさせているので「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」と酒酔い運転に匹敵する厳罰を受けます。妨害運転が成立すると、たとえ懲役刑は免れたとしても即免許取消処分を受けることは確実であり、最低でも免許が取れない次格期間が3年間という厳しいものです。

理性を失うと免許証も失います。冷静さを保つように意識しましょう。